

過労死等防止啓発月間

皆様こんにちは。厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と位置付け、過労死等を防止のための周知・啓発を行っています。「過労死等」とは、

・業務の過重な不可による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡

・業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡

・死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患・精神障害

を指します。過重労働は、社員の健康を損なうだけでなく、企業にとっても大きなリスクとなります。

期間中は、以下のシンポジウムやセミナーも開催していますので、参加いただけましたら幸いです。

【過労死等防止対策推進シンポジウム】　※参加無料

日時：令和8年11月18日（水）13：30～15：30

会場：TKPガーデンシティ鹿児島中央3階薩摩ホール

（鹿児島市中央町26-1南国アネックスビル）

申込み等➡

内容：産業医講演（長時間労働・ハラスメント対策等）、地元企業の取組事例、過労死ご遺族の体験談等

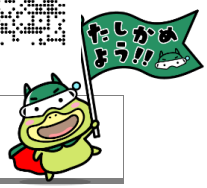
【過重労働解消のためのセミナー】　※参加無料・オンライン開催あり

日時：令和8年12月16日（水）14：00～16：30

会場：宝山ホール第4会議室（鹿児島市山下町5番3号）

内容：法令・ガイドラインのポイント、裁判例、企業の取組事例等

申込み等➡



労働保険未手続事業一掃強化月間

厚生労働省では、毎年11月を「労働保険未手続事業一掃強化月間」としても位置付けており、労働保険制度の周知・啓発を図っております。概要についてご案内いたします。

労働者を一人でも雇った場合、労働保険の成立手続きが必要となります。

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称で、国が管掌する強制保険です。正社員、パート、アルバイトにかかわらず、一人でも労働者を雇っていれば適用事業となり、事業主は労働保険の成立手続を行う必要があります。なお、農林水産業の一部については現在は任意適用ですが、今後強制適用となることが令和8年7月17日に公布され、交付日より5年以内に施行される予定となっています。

労働者とは

職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価として賃金が支払われる者のことを言います。労災保険は、パート・アルバイトなども含め、すべての労働者が対象です。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者など被保険者とならないことがあります。また、法人の役員、同居の親族等は原則として労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続きを怠っていた場合は

遡って保険料を徴収するほか、追徴金を徴収します。また、未成立で労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。助成金の給付等への影響もあります。

成立手続きの方法は

労働保険の適用事業となった場合は、その翌日から起算して 10 日以内に労働保険の保険関係成立届を労働基準監督署またはハローワークに提出します。その後、その年度中に支払う賃金総額の見込み額をもとに算出した概算保険料を申告・納付することになります。

概算で申告・納付した労働保険料は、翌年度における申告の際に額を確定し、清算します。労働保険は、毎年、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付いただく処理を行っており、この手続きを「年度更新」と呼んでいます。

労働保険の事務は労働保険事務組合に委託できます

労働保険事務組合は厚生労働大臣の認可を受けた中小企業事業主等の団体で、事業主から委託を受け、労働保険の事務を行います。事務組合に委託することにより、事務軽減が図れるほか、以下のメリットがあります。

・通常労働保険の対象にできない事業主と事業主の家族従事者が特別加入できる。

・労働保険料納付時、額の大小にかかわらず３分割納付ができる

鹿児島労働局ホームページに事務組合リストが掲載されていますので、加入手続等はそれぞれの連絡先にお問い合わせください（「鹿児島労働局　労働保険事務組合」で検索）。





ハローワークからのお知らせ

魅力ある職場づくりのアドバイス！

ハローワークで社会保険労務士に無料相談できます

「社員の職場定着状況が厳しい・・・」
「社員教育を行うにはどうしたらよいか・・・」
「求人を出しても応募がない・・・」
「人事管理制度を長いこと変えていないので見直したい・・・」
「職場内のコミュニケーションを円滑にしたい・・・」 など

事業所の様々な悩みをお聞きして、その解決に向けたアドバイスを行うため、**ハローワークで専門知識を持つ社会保険労務士（雇用管理改善等コンサルタント）による無料相談**が利用できます。

ご利用方法は、

① ハローワークにお申込み
② 日程調整
③ 事業所訪問 or オンラインにより相談支援実施

と簡単です。

1回2時間×3回まで、ご相談が可能です。

事業主の皆さま、ぜひハローワークへご相談ください。

お問合せ先	ハローワーク川内	TEL 0996-22-8609
	ハローワーク出水	TEL 0996-62-0685
	ハローワーク宮之城	TEL 0996-53-0153